

# 中国無効宣告請求におけるWeb上の証拠と デザインの認定

～Web上の証拠の活用～

## 中国知的財産権訴訟判例解説（第44回）

郜成

上訴人（原審原告）

国家知識産権局特許復審委員会

被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概要

中国外観設計特許（日本の意匠に相当）の登録要件として創造性に関する規定が専利法第23条第2項に設けられている。

専利法第23条第2項 特許権を付与する外観設計は現有設計又は現有設計の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。

ここで現有設計とは、「出願日前に国内外で公衆に知られている外観設計」をいう（専利法第23条第4項）。

本事件では公衆に知られている外観設計が、出願前にECサイトで公開されていた写真であり、当該Web上に公開されている写真により、創造性が否定されるか否かが問題となった。北京市高級人民法院は、提出された証拠は改竄の恐れがなく真実性が認められるとして対象特許は創造性を有さないとの判決をなした<sup>1</sup>。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

郜成（特許権者）は名称“バッグ（四）”とする外観設計特許を所有している。特許番号は201230045242.4号（以下242特許という）であり申請日は2012年3月2日、公告日は2012年7月

---

1 2016年04月07日北京市高級人民法院判決（2016）京行終747号